

平成28年度に係る業務の実績に関する評価書
各評価項目のポイント
(漁業信用保険業務)

I 平成28年度に係る業務の実績に関する評価

評価項目	評価年度					見込評価	通期		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 事業の効率化									
(1) 事業費の削減度合（平成24年度対比5%以上）	A	A	B	B		B			
(2) 事業費の削減に向けての取組 (農業信用保険業務)	A	B	B	B		B			
(3) 事業費の削減に向けての取組 (林業信用保証業務)	A	B	B	B		B			
(4) 事業費の削減に向けての取組 (漁業信用保険業務)	A	B	B	B		B			
(5) 共済団体等に対し、民間金融機関から融資を受けるよう促すための取組	A	B	B	B		B			
(6) 林業寄託業務の見直しの着実な実施	A	B	B	B		B			
(7) 「民でできることは民で」の検討 (農業・漁業信用保険業務)	A	B	B	B		B			
2 信用リスクに応じた保証・保険料率に係る信用リスク評価の精緻な計測に向けたデータベース化を開始し与信上のデータを蓄積 (農業信用保険業務)	A	A	B	B		A			
3 業務運営体制の効率化									
(1) 組織体制・人員配置の見直し	B	B	B	B		B			
(2) 効果的な研修の実施	A	B	B	B		B			
4 経費支出の抑制									
(1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減	A	A	B	B		B			
(2) 業務の見直し及び効率化	A	B	B	B		B			
(3) 政府の経常人件費削減の取組を踏まえた適切な対応	A	B	B	B		B			
(4) ラスバイレス指標を中期目標期間中は100を上回らない水準とする	A	B	B	B		B			
5 業務実施体制の強化									
(1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施	A	B	B	B		B			
(2) 役員会による理事長の意思決定の補佐	-	-	B	B		B			
(3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施	-	-	B	B		B			

評価項目	評価年度					見込評価	通期		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 事務処理の迅速化									
(1) 保険引受け審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理）	A	B	B	B		B			
(2) 保険引受けや支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換	A	B	B	B		B			
(3) 業務処理の方法の見直し	A	B	B	A		A			
2 情報の提供・開示									
(1) 情報開示の充実を促進	A	B	B	B		B			
(2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底	A	B	B	B		B			
(3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応	A	B	B	B		B			
(4) 職員の勤務条件の公表	A	B	B	B		B			

評価項目	評価年度					見込評価	通期		
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度				
第3 財務内容の改善に関する事項									
1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定									
(1) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（農業信用保険業務）	A	B	B	A		A			
(2) 保証料率算定委員会における保証料率水準の点検及び必要に応じた見直し（林業信用保証業務）	A	B	B	B		B			
(3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し（漁業信用保険業務）	A	B	B	B		B			
(4) 業務収支の黒字化に向けた保証料収入の増（平成24年度対比1.6%増）（林業信用保証業務）	A	C	C	C		C			
(5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）	A	B	B	B		B			
(6) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業災害補償関係業務）	A	B	B	B		B			
2 引受審査の厳格化等									
(1) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（農業信用保険業務）	A	A	B	B		B			
(2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）	A	A	B	B		B			
(3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催	A	B	B	B		B			
(4) 信用基金の相談機能の強化	A	B	B	B		B			
(5) 審査の厳格化、債務保証先のフォローアップ（林業信用保証業務）	A	B	B	B		B			
3 モラルハザード対策									
(1) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（農業信用保険業務）	A	B	B	B		B			
(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討（漁業信用保険業務）	A	B	B	B		B			
(3) 部分保証の拡充などの収支均衡に向けた取組（林業信用保証業務）	A	A	B	B		B			
4 求償権の管理・回収の強化等									
(1) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（農業信用保険業務）	A	C	C	C		C			
(2) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（林業信用保証業務）	A	C	C	C		C			
(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）	A	A	B	B		B			
(4) サービサー等の活用による回収策について費用対効果の検証及び回収委託基準の明確化等（林業信用保証業務）	A	B	B	B		B			

評価項目	評価年度					見込評価	通期
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		
(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収	A	C	C	C		C	
5 代位弁済率・事故率の低減							
(1) 事故率の低減（農業信用保険業務）	A	B	B	B		B	
(2) 代位弁済率の低減（林業信用保証業務）	A	B	B	B		B	
(3) 事故率の低減（漁業信用保険業務）	A	B	B	B		B	
6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収	A	B	B	B		B	
7 宿舎の廃止に関する計画	A	B	B	B		B	
8 農業融資資金業務に係る国庫納付	—	—	—	—		—	
第4 その他の業務運営に関する重要事項（長期借入金の条件）							
第5 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画							
第6 短期借入金の限度額							
第7 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画							
第8 重要な財産の譲渡等に関する計画							
第9 剰余金の使途							
第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
1 施設及び設備に関する計画	—	—	—	—		—	
2 人員に関する指標							
(1) 人員に係る指標	A	B	B	B		B	
(2) 人材の確保	A	B	B	B		B	
(3) 人材の養成	A	B	B	B		B	
3 積立金の処分に関する事項	A	—	—	B		B	

注：平成25年度においてはAが、平成26年度以降及び見込評価においてはBが標準である。

II 各評価項目のポイント

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第1－1 事業の効率化

(1) 事業費の削減度合（平成24年度対比5%以上）【評価書1頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	A	B	B		B	

《目標》

- 事業費（保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で5%以上削減する。

※ 28年度削減目標は、24年度対比4%以上削減である（中期目標においては、中期目標期間の最終年度（29年度）に24年度予算対比5%以上削減としていることから、1年当たり1%以上削減とした。）

《主な業務実績》

- 28年度事業費総額：90億36百万円（24年度予算対比42.9%の削減、決算対比1.8%の増加）。
- このような大幅な削減率となった要因としては、農業・漁業の信用基金協会との事前協議の徹底、部分保証の実施による保険金支払いの低減、引受審査の厳格化等による代位弁済の抑制を図るとともに、求償権回収事業委託費の効率的な支出に取り組んだ一方で、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、結果として、事業費の大半を占める保険金及び代位弁済費の支出が、24年度予算で想定したよりも大幅に減少したことが考えられる。

事業費の推移

（単位：百万円）

区分	H25	H26	H27	H28	H29
保険金（農業）	5,131	3,926	3,749	5,441	
保険金（漁業）	1,639	1,810	1,926	2,854	
代位弁済費（林業）	1,425	581	1,177	687	
回収奨励金等	56	68	68	54	
合計	8,252	6,385	6,919	9,036	

《評定に至った理由》

事業費は、24年度予算比で全体で42.9%の削減となっており、28年度目標削減率を大幅に上回る削減率となったことは高く評価できるものの、基金協会の事前協議の徹底等の取組による結果だけでなく、農林漁業者への貸付けが減少基調にあることを背景とした保険及び保証の引受けの減少等により引受残高が減少し、事業費の大半を占める保険金及び代位弁済費の支出が、結果として大幅に減少したことによる影響もあることを踏まえ、評定をBとする。

第1－1 事業の効率化

(4) 事業費の削減に向けての取組（漁業信用保険業務）【評価書7頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 「第3 財務内容の改善に関する事項」に記載している引受審査の厳格化等、モラルハザード対策の取組を着実に実施する。

《主な業務実績》

- 大口保険引受案件、大口保険金請求案件の全てについて、基金協会からの提出資料又は対面により事前協議を実施した。
- 金融機関に対するモラルハザード対策の取組として、特別出資等を実施した。

《評定に至った理由》

大口保険引受案件及び大口保険金請求案件について、基金協会からの提出資料又は対面により全て事前協議を実施している。

また、特別出資制度の活用、事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更する等の取組により厳格な引受審査を実施する等、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－1 事業の効率化

(7) 「民でできることは民で」の検討（農業・漁業信用保険業務）【評価書13頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 農業信用保険業務及び漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、検討会において、これまでの検討結果を踏まえ、引き続き、検討を行う。

《主な業務実績》

- 「農業信用保証保険業務あり方検討会」、「漁業信用保険業務あり方検討会」を、それぞれ28年12月に開催し、対象資金について「民でできることは民で」という考え方を踏まえつつ、これまでの検討結果を踏まえ検討を行った。

農業信用保険業務における検討

- 対象資金については、農業は自然条件に左右されやすく不安定といった面から民間では十分な対応ができない部分を補完する観点で、民間との棲み分けは行われており、今後も役割分担を図りながら対応していくことが必要とした。
- また、28年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」において、新たに講すべき施策として、民間金融機関による農業融資の活性化を掲げ、「民間金融機関からの資金調達に際して信用保証制度が幅広く利用可能となるよう保証制度を見直す」とされており、農業融資の活性化に向けて、本制度の果たす役割がこれまで以上に期待されている。
- これらのことと加え、28年11月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農山漁村の活性化を図るため、古民家等空き家・廃校・耕作放棄地等の地域資源を活用した交流等を推進するなど魅力ある農山漁村づくり等の取組を進めることとされた。さらに、今後増加が見込まれる訪日外国人旅行者の受入れも含めた農山漁村への旅行者の拡大を図るために持続的なビジネスとしての「農泊」の取組が掲げられている。
- こうした取組に対して、今後、本制度の果たす役割が益々期待されると考えられるところであり、農山漁村の活性化に必要な資金が円滑に融通されるよう、本制度を適切に運営し対応していく必要があるとした。

漁業信用保険業務における検討

- 漁業信用保険業務については、収支均衡に向けた保険料率の設定を行うに当たり、中小漁業者等の負担が過度に大きくなることがないよう政府の交付金助成措置による低廉な保険料の維持等の政策が依然として不可欠であり、対象資金の見直しを行える状況にはないとした。しかしながら、今後とも漁業経営の動向に注視しつつ、漁業信用保険業務の収支の状況を精査し、状況の変化を踏まえた対応が必要であると認識した。

《評定に至った理由》

農業信用保険業務及び漁業信用保険業務については、「民でできることは民で」という考え方を踏まえ、業務のあり方について検討会において検討を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－3 業務運営体制の効率化

(1) 組織体制・人員配置の見直し【評価書17頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(B)	B	B	B		B	

《目標》

- 業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行う。

《主な業務実績》

- 各部門における業務の実施状況を踏まえ、併任発令等を行うことにより複数部署の業務を担う職員を配置する（28年度末10名）など、業務運営体制の効率化を勘案した人員配置を行った。

《評定に至った理由》

業務体制の効率化を勘案して、人員配置を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

(2) 効果的な研修の実施【評価書18頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 職員の能力の向上を図るため、研修計画に基づき各種研修を効果的に実施する。

《主な業務実績》

- 28年度の研修計画を策定するとともに、以下のとおり研修を実施。

28年度研修計画			28年度研修実施状況		
種別	内容	対象	内容	受講者	受講者数
養成研修	階層別に必要な基礎知識を習得	採用者、一般職員、課長級別に実施	採用者研修（半日×2回）	採用者等	8名
			初級職員研修（3日）	採用者等	4名
			給与事務担当者研修（半日）	補佐	1名
			財務会計研修（半日）	課長・補佐・一般職員	4名
			会計事務職員研修（49日）	一般職員	2名
能力開発研修	業務に必要な専門的知識の習得	各部被推薦者	財務会計基礎研修（4日）	21年度以降の新規採用者	9名
			融資法務基本研修（6日）	21年度以降の新規採用者	6名
			融資審査実践研修（3日）	21年度以降の新規採用者及び各部被推薦者	3名
			債権管理・回収基礎研修（3日）	21年度以降の新規採用者	1名
			債権管理・回収実践研修（3日）	21年度以降の新規採用者	2名
法令遵守意識啓発研修	コンプライアンス	全役職員	コンプライアンス研修、情報セキュリティ・個人情報保護研修（半日）	全役職員	105名

《評定に至った理由》

職員の能力向上を図るために必要な各種研修を研修計画に基づき実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－4 経費支出の抑制

(1) 支出の要否を検討し、一般管理費を24年度比で15%以上の削減【評価書20頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	A	B	B		B	

《目標》

- 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（人件費、租税公課及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標の期間中に、平成24年度比で15%以上抑制する。

※ 28年度削減目標は、24年度対比12%以上削減である（中期目標においては、中期目標期間の最終年度（29年度）に24年度予算対比15%以上削減としていることから、1年当たり3%以上削減とした。）

《主な業務実績》

- 28年度支出実績：4億97百万円（24年度予算対比14.6%の削減、決算対比20.8%の増加）。
- 経費支出の抑制に繋がるものとして、以下の取組を行った。
 - ・ 契約については、原則として一般競争入札等（企画競争及び公募を含む）の競争性の高い契約方式によるものとした。
 - ・ 定期購読物について、年度末までに翌年度における購読の必要性等を検討し、28年度においては3紙を購読中止とした。
 - ・ 出張経費に係る割引制度（パック商品等）の利用、消耗品・備品（パソコン）の一括調達及びコピーの両面印刷等を実施した。
 - ・ 出張先でレンタカーを利用せざるを得ない場合で、有料道路を通行する場合はETCカードを利用した。
 - ・ OA機器及び照明のこまめなスイッチオフに加えて、事務室内蛍光灯の間引きや昼休み時間における消灯などを実施した。
 - ・ 会計監査人については、これまで毎年度、候補者の選定を行ってきたが、事務の効率化及び監査費用節減の観点から、当該選定に係る対象年度を27年度から29年度までの3年間の複数年度とした。

《評定に至った理由》

一般管理費は24年度予算比で14.6%の削減となっており、28年度目標（24年度予算比12%削減）を上回る削減率となったことは評価できるものの、26年度及び27年度と同様に、28年度の削減率が前年度よりも減少していることを踏まえ、評定をBとする。

第1－4 経費支出の抑制

(2) 業務の見直し及び効率化【評価書22頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費の節減を行う。

《主な業務実績》

- 役職員のコスト意識の徹底

支出の無駄を削減するための自律的な取組を推進する「支出点検プロジェクトチーム」の第12回会合を28年4月に開催し、27年度の取組目標に対する取組状況について報告を行うとともに、28年度の取組目標を設定した。

- 業務実施方法の見直し

林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたっては、郵送の手間とコストを削減する観点から、次の取組を行った。

- ① 出資手続きに必要な書式のウェブサイト掲載

28年7月に出資手続きに必要な書式を信用基金ウェブサイトに掲載し、利用者が直接当該書式をダウンロードできるよう見直しを行った。

- ② 出資証券の廃止

出資証券は従来、林業者等の出資者が保有する出資持分に譲渡し等が発生する都度、回収、発行してきたが、譲渡しの場合にはほぼ全ての事案で譲渡しが完了するまで出資証券の回収・発行手続きが複数回に及び、出資者にとって、出資証券の保管、譲渡し時の名義の書き換えや紛失時の届出手続きなどが必要となることから、出資持分の確認手法を見直し、28年12月に出資証券を廃止した。

《評定に至った理由》

予算の適正な執行管理を行うとともに、無駄な支出の削減に向けた取組目標を設定し、役職員に周知を図り、また、業務実施方法を見直し、経費の削減に向けた取組を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－4 経費支出の抑制

(3) 政府の総人件費削減の取組を踏まえた適切な対応【評価書24頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 人件費（退職手当及び法定福利費を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえつつ、適切に対応する。

《主な業務実績》

- 人事院勧告を受けた国家公務員の給与改定を基礎として、関係規程等を改正している。

《評定に至った理由》

国家公務員の給与改定を基準として給与改定を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

(4) ラスパイレス指数を中期目標期間中は100を上回らない水準とする【評価書25頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- ラスパイレス指数が、中期目標期間中は毎年度100を上回らない水準とし、給与水準の適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。

《主な業務実績》

- 28年度のラスパイレス指数（地域別・学歴別）は97.4であった。

《評定に至った理由》

様々な取組により、地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数は100を下回っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(1) 内部監査の適切な実施と改善状況のフォローアップの実施【評価書27頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 業務の適正化を図るため、内部監査規程及び内部監査マニュアルに基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従い信用基金の各業務について内部監査を適切に実施する。
- また、内部監査の実施にあたっては、内部監査チェックリストを準備するとともに、指摘事項（要改善事項）の改善が速やかに図られるようフォローアップを適切に実施する。

《主な業務実績》

- 内部監査の実施に当たり、内部監査計画を策定し、計画的な監査を実施するとともに、監査項目のリスク度合に応じて具体的な監査のポイントを確認できるよう、事前に監査項目毎にチェックリストを整備し、これにより効率的かつ効果的な実施を図った。
- 28年度においては、以下の監査についてチェックリストの検討・見直しを行った上で内部監査を実施した結果、5件の改善指摘を行った。このうち、⑦及び⑩については、28年度から新たに実施した。
 - ① 漁業災害補償関係業務（28年4月実施）
 - ② コンプライアンスに係る事務（28年4月実施）
 - ③ 総務課及び人事課業務（28年6月～7月実施）
 - ④ 金庫現物（現金・郵便切手類等）実査（28年7月実施）
 - ⑤ 漁業信用保険業務（28年9月実施）
 - ⑥ 預金・有価証券・借入金残高確認（28年10月実施）
 - ⑦ リスク管理態勢の確認（28年10月～11月実施）
 - ⑧ 法人文書の管理状況（28年12月実施）
 - ⑨ 情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況（29年1月～2月実施）
 - ⑩ 事故発生対応フォローアップ（29年2月実施）
- 内部監査の実効性を高めるため、上記④、⑥及び⑨については事前通知を行わずに実施した。
- 29年3月に、28年度に実施した内部監査で改善指摘をした案件について、フォローアップを行った結果、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。

《評定に至った理由》

無予告の内部監査や改善事項のフォローアップなど、実効性のある内部監査を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(2) 役員会による理事長の意思決定の補佐【評価書29頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(-)	-	B	B		B	

《目標》

- 理事長の意思決定を補佐するための役員会を開催する。

《主な業務実績》

- 役員会を毎月開催した（28年度は臨時開催を含めて13回開催）。
役員会においては、各業務に係る業務実績の報告を受け、年度計画の進捗管理を行ったほか、業務方法書の改正や業務実績等報告書の提出等、業務運営に関する重要事項について意見交換を行い、理事長の意思決定を補佐した。

《評定に至った理由》

理事長の意思決定を補佐するための役員会を定期的に開催するとともに、必要に応じて臨時に開催しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(3) 内部統制委員会による適切なモニタリングの実施【評価書30頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(一)	-	B	B		B	

《目標》

- 理事長をトップとする内部統制委員会を開催し、モニタリングを実施するなど内部統制を推進する。

《主な業務実績》

- 28年度は内部統制委員会を4回開催（4月、7月、10月及び1月）し、内部統制に関する事項を審議する各種委員会から、委員会の取組状況について報告を受け、モニタリングを実施した。

《評定に至った理由》

内部統制委員会を開催し、各種委員会からの報告や保険料・保証料の誤請求事案等の報告を受けるとともに、対応状況の確認及び今後の対応策の検討を行い、モニタリングを実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(4) 外部有識者の専門的知見を活用したコンプライアンスの推進に向けた取組並びに取組状況のチェック及びフォロー【評価書33頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 業務の適正な執行を図るため、コンプライアンス・プログラムに基づき、外部の有識者の専門的知見も活用しつつ、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンスの推進に向けた取組を適切に実施する。
特にコンプライアンス・マニュアルの職員への一層の周知に努めるとともに、コンプライアンス・チェックの適切な実施・フォローに努める。

《主な業務実績》

- コンプラホットラインを通して、業務改善提案を1件（規程集における用語検索機能の追加）受け付け、当該提案に対する回答（PDFソフトウェアの高度な検索機能を用いた用語検索機能の紹介）については、業務改善委員会（29年2月開催）において審議・承認し、役職員専用情報サイトに掲載するとともに、メールにより全役職員に通知し、周知を図った。
- 外部有識者を委員に含むコンプライアンス委員会を開催（29年3月）し、コンプライアンス・マニュアル等の一部改正、コンプライアンス・チェックの実施結果・分析結果・改善策の提案、28年度コンプライアンス取組状況及び29年度コンプライアンス・プログラムの策定について報告、審議した。
- 新規職員研修会（28年4月）において、コンプライアンス及び情報セキュリティ対策に関する研修を実施した。
また、全役職員を対象としたコンプライアンス研修（28年11月）を実施し、その際に、個人情報保護及び情報セキュリティについても併せて研修を実施した。
- コンプライアンスの推進状況を点検するためコンプライアンス・チェックを29年2月に実施したほか、情報セキュリティ対策自己点検、保有個人情報の管理状況点検及び特定個人情報の管理状況点検を28年4月に実施した。

《評定に至った理由》

コンプラホットラインを的確に運用するとともに、28年度コンプライアンス・プログラムに基づき、コンプライアンス推進に向けた取組を着実に実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(5) リスク管理委員会による統合的なリスク管理の的確な実施【評価書36頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(-)	-	B	B		B	

《目標》

- 外部有識者を委員に含むリスク管理委員会を開催するとともに、金融業務に固有のリスクについては、できる限り計量化した上で統合的なリスク管理を的確に実施する。

《主な業務実績》

○ 28年3月末及び28年9月末時点の事業実績に基づき各種リスクの計量化を行い、業務毎に算出したリスク量が資本の範囲に収まっていることを確認した。

このリスク計量結果を含むリスク管理に係る対応状況等を28年7月及び29年1月に開催した外部有識者を含むリスク管理委員会に報告し、統合的なリスク管理を実施した。

- 28年10月にリスク管理態勢の確認に係る内部監査を初めて実施し、その結果判明した農業信用保険勘定における27年度の責任準備金の計上誤りについて、リスク管理委員会において報告したが、意見はなかった。

開催時期		議事
第1回	28年7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 27年度のリスクの対応状況について 27年度の事業実績、リスク管理に係る28年度対応方針等の概要、27年度決算の概要、 28年3月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 統合的リスク管理規程の改正について（報告）
第2回	29年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 28年度のリスクの対応状況について 28年度事業実績、28年度リスク対応状況、28年9月末時点の業務実績に基づくリスク計量結果 ・ 料率算定委員会及びあり方検討会における検討結果及びこれを踏まえた保険料率の見直し ・ リスク管理態勢の確認に係る内部監査結果

《評定に至った理由》

外部有識者を含むリスク管理委員会を開催するとともに、計量化したリスク量と資本金額を比較する等の手法により統合的なリスク管理を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 業務の適正化を図るため、部室が所掌する事務の自主的な点検及び職員からの業務改善提案に対する取組を適切に実施する。

《主な業務実績》

- 28年8月に各部署で「点検実施計画」を作成し、9月に同計画に従って各部署において事務リスク自主点検（過去の主務省検査や内部監査の指摘事項等を踏まえた、押印漏れ、書類の添付漏れ等の確認）を実施した。
 - 28年11月に業務改善委員会を開催し、各部署の点検責任者から事務リスク自主点検の結果及び事故発生・対応状況等報告書についての報告を受け、事務ミス防止対策等の改善策の検討・審議を行うとともに、業務改善委員及び点検責任者間で事故発生の未然防止に対する意識の統一を図った

《評定に至った理由》

・事務リスク自主点検や事故発生・対応状況等報告制度の運用等を通じて、業務の適正化は着実に実施されており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(7) 目標管理の導入による適切な人事評価、業績及び勤務成績等の給与・退職金等への一層の反映【評価書41頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 目標管理を取り入れた適切な人事評価を定着させるとともに、業務遂行へのインセンティブの向上を目指して、業績及び勤務成績等を給与・退職金等に確実に反映させる。

《主な業務実績》

- 目標管理の導入による人事評価制度については、24年4月から実施している。
- 人事評価の結果は、職員の勤勉手当、昇格・昇給の基礎資料として活用し、給与等に反映した。

《評定に至った理由》

人事評価実施規程に基づき、人事評価を着実に実施し、結果については給与等に反映しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

(8) 評価・分析の実施、その結果の業務運営への着実な反映【評価書43頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を四半期毎に実施し、その結果を着実に業務運営に反映させる。

《主な業務実績》

- 年4回（4月、7月、10月及び1月）評価・分析を実施し、中期計画や年度計画の進捗状況管理を適切に行うとともに、27年度の自己評価結果並びに主務省から指摘された課題及び改善事項を着実に業務運営に反映した。

《評定に至った理由》

自己評価や主務省から指摘された課題及び改善事項を踏まえ、評価・分析を実施し、その結果については理事長等が出席する役員会において意見交換し、対応方針を決定した上で業務運営に反映しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－5 業務実施体制の強化

(9) 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取組【評価書45頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(B)	B	B	B		B	

《目標》

- 情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化の取り組みについて、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図るため、次の事項を推進・実施する。
 - ア 政府機関統一基準群を含む政府機関における一連の対策を踏まえ、適宜、信用基金の情報セキュリティ規程等の見直し等を行う。
 - イ セキュリティインシデントの発生を防止するため、平成27年度に実施した外部専門家による情報セキュリティに関するコンサルティングの結果を踏まえ、技術的対策等の見直しを行う。
 - ウ 役職員が情報セキュリティ対策の重要性を理解し実践していくため、情報セキュリティに関する研修を行う。
 - エ 情報セキュリティに関する監査及び点検を引き続き実施し、結果についてフォローアップを行う。
 - オ 緊急時を含め、農林水産省・財務省との実効性のある連絡体制を整備し、情報セキュリティ上の課題について、農林水産省・財務省との情報交換を積極的に行う。
- 特に、事故・障害等が発生した場合は、速やかに農林水産省・財務省の情報セキュリティ責任者に連絡して適切な対策を実施する。

《主な業務実績》

- 28年7月に情報セキュリティ規程及び個人情報取扱規程を改正し、①機密性の高い情報の他部署への送信等の取扱いに係る牽制機能の強化、②物理的情報セキュリティ対策として、事務室の入退室管理の強化等を図った。
- 27年度に実施したセキュリティ・コンサルティングの指導・助言に基づき、主に以下の措置を行った。
 - ・ 物理的セキュリティ対策として、28年7月から事務所の入退室管理の強化等を図った。
 - ・ サイバーセキュリティ対策の強化を図るために、ネットワーク（LAN）の再構築により情報系ネットワークを統合し、ユーザー管理、ログ管理、資産管理を一元的に実施できるようにしたほか、入口対策や外部への情報漏えい対策も含めた多層防御を図った。
- 新規職員研修会及全役職員を対象に行ったコンプライアンス研修において、情報セキュリティ対策に関する研修を実施したほか、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が開催する情報セキュリティ勉強会等に担当職員等が参加した。
- 28年4月に、全役職員を対象に情報セキュリティ対策自己点検を行い、改善の必要があった者には個別に改善指示を行うとともに、それらの結果を5月に開催した情報化推進委員会において報告し、情報共有を図った。
- 29年1月に、全部署を対象に、情報セキュリティ対策及び保有個人情報の管理状況に関する内部監査を実施するとともに、27年度に実施した内部監査で改善指摘した事項についてフォローアップを実施し、全ての指摘事項について改善措置がなされていることを確認した。

《評定に至った理由》

政府機関統一基準群を含む一連の対策や指針等を踏まえた情報セキュリティに関する規程の整備を図るとともに、情報セキュリティ対策の点検の実施や、情報セキュリティに係る連絡体制を整備し、情報セキュリティ対策の向上を図ったほか、情報セキュリティ体制の一層の強化を図るため27年度に実施したセキュリティコンサルティングで受けた指導・助言を踏まえた改善措置を講じるなど、中期目標を達成すると見込まれることから、評定をBとする。

第1－6 業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

業務運営の効率化等を踏まえた情報システムの整備【評価書48頁】

- 主要な情報システムについて、コストの削減、調達における透明性の確保及び業務運営の効率化・合理化を図る観点から、システムの改善に努める。

《主な業務実績》

- 28年度中に予定する各情報システムの改修計画等を内容とする情報システム整備計画について、28年5月に開催した情報化推進委員会において審議を行い、6月に改正した。
 - 部署毎に規定、運用・管理を行っていたLANについて一元的な運用・管理を行うため、28年11月に情報化推進規程を改正し、「基幹LANシステム」として一本化した。
 - 業務運営の合理化・効率化を確保するため、改正した情報システム整備計画に基づき、所要のプログラム改修を行った。

《評定に至った理由》

システム整備計画を改正し、当該計画に基づき業務運営の合理化、効率化に繋がるシステム改善を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1-7 調達方式の適正化

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 調達等合理化計画に基づき、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募）を着実に実施する。

《主な業務実績》

- 28年6月に「平成28年度独立行政法人農林漁業信用基金調達等合理化計画」を制定し、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組んだ。また、当該計画は、信用基金ウェブサイトで公表した。
 - 28年度に締結した契約は10件 1億33百万円で、一般競争入札等9件 1億22百万円、随意契約（競争性なし）1件11百万円であった。
なお、随意契約（競争性なし）1件は、27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約の平成28事業年度分に係るもので、2年目の契約継続にあたり、27年度監査業務実績及び28年度の監査計画について契約審査会で審査を行い、適正と認められたことから、継続することとし、主務大臣による選任を受けて、随意契約を行ったものである。
 - 1者応札・1者応募の改善のため、評価項目の見直しや公告期間及び業務等準備期間の十分な確保、業者等からの聞き取りを踏まえた改善方策に取り組んだ。
 - 調達に関するガバナンスを徹底するため、以下の取組を行った。
 - ・ 契約事務に関する内部チェックの強化
 - ・ 契約事務担当者以外の職員の立会いによる検収の徹底
 - ・ 随意契約に関する内部統制の確立
 - ・ 調達担当者に対する、調達に関する研修の実施

《評定に至った理由》

調達等合理化計画に基づき27年度に企画競争により複数年度（27～29年度の3事業年度）で締結した監査契約を除き、一般競争入札が行われており、随意契約に当たっては契約審査会に諮った上で契約が行われていることから、契約の適正化に向けた取組が行われている。実績としては、28年度に締結した10件の契約のうち9件が一般競争入札となっている。このうち5件が一者応札となったが、一者応札の解消に向けた取組も実施されており、目標の水準は満たしており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－7 調達方式の適正化

(2) 契約監視委員会において事後点検及び契約審査委員会の活用等による適正な契約の実施
【評価書53頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 契約監視委員会において、調達等合理化計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行う。また、契約審査委員会の活用等により、一般競争入札等について、真に競争性・透明性が確保される方法により実施されているか、随意契約の理由が妥当か等契約の適正な実施を図る。

《主な業務実績》

- 契約監視委員会を28年4月に開催し、①27年度調達等合理化計画の自己評価（案）、②28年度調達等合理化計画（案）について、点検・検討を実施した。
- 契約審査会を28年9月に開催し、平成28事業年度監査契約の適正性について公正性・透明性を確保するため審議し点検した結果、適正と認められた。

《評定に至った理由》

契約監視委員会及び契約審査会の活用等により、契約手続きの適正化は図られており、目標の水準を満たしている。中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－7 調達方式の適正化

(3) 取組状況の公表【評価書55頁】

	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B			B	

《目標》

- 調達等合理化計画を踏まえた取組状況をウェブサイトに公表し、フォローアップを実施する。

《主な業務実績》

- 契約情報取扱公表要領に基づき、予定価格が以下の額を超える28年度に契約締結した10件 1億33百万円について、信用基金ウェブサイトで公表した。

【公表する契約】

工事又は製造	予定価格 250万円
財産の購入	予定価格 160万円
賃貸	予定価格 80万円
その他の役務	予定価格 100万円

- 各個別案件については、改善状況取組状況表による1者応札・1者応募の改善項目毎の取組状況の確認、契約監視委員会による事後点検を行うことによりフォローアップを実施した。

《評定に至った理由》

公表すべき契約をすべて公表するとともに、調達等合理化計画を踏まえた取組状況についてフォローアップを実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第1－7 調達方式の適正化

(4) 監事及び会計監査人による監査の実施【評価書57頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受ける。

《主な業務実績》

○ 監事による監査の実施

契約に関する文書は、監事監査規程に基づき、決裁文書を施行前に監事に回付することにより、契約の適正性について事前チェックを受けた（予定価格が少額である場合の随意契約に関する文書を除く）が、指摘はなかった。

このほか、定期監査（期末監査（28年4月～6月）及び期中監査（28年10月～12月））において、契約の適正性について事後チェックを受けたが、指摘はなかった。

○ 会計監査人による監査の実施

会計監査人により、期末監査（28年4月～6月）、期中監査（28年10月、29年2月～3月）、監事に対する監査計画説明等（28年11月）及び理事長とのディスカッション（28年11月）が実施された。

《評定に至った理由》

監事による契約に係る事前事後チェックが行われ、会計監査人による期中・期末監査や理事長とのディスカッションも実施されており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置**第2－1 事務処理の迅速化**

(1) 保険引受審査等業務に応じた標準処理期間の達成（案件の85%以上の処理）【評価書59頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 標準処理期間内に案件の85%以上を処理する。

《主な業務実績》

- 標準処理期間内の処理について、85%以上が目標のところ、28年度は全ての項目で目標を達成した。

《評定に至った理由》

各業務全て目標を達成しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

(2) 保険引受や支払審査等について、関係機関との情報共有・意見交換【評価書62頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 基金協会等関係機関との間で、保険引受審査、保険金支払審査等に係る情報の共有、意見調整を着実に行う。

《主な業務実績》

- 農業・漁業において事前協議や現地協議等を実施した。

《評定に至った理由》

基金協会との要綱協議、事前協議や現地協議等の実施により、基金協会との間で情報共有・意見交換の実施が行われており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第2－1 事務処理の迅速化

(3) 業務処理の方法の見直し【評価書65頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	A		A	

《目標》

- 事務手続の明確化・簡素化など、業務処理の方法の見直しを行う。

《主な業務実績》

- 林業信用保証業務において、林業者等の出資者（利用者）が保有する出資持分の譲渡し等にあたっては、その都度出資に係る書式を利用者に送付していたが、利用者の利便性の向上を図るために、28年7月に出資に係る書式を信用基金ウェブサイトに掲載し、利用者が直接当該書式をダウンロードできるよう見直しを行った。
- 信用基金では、昭和38年の林業信用保証制度発足当初から、出資持分の引受、持分の移転及び名義人変更の都度、出資者に対し出資証券を発行してきたが、信用基金業務システムにおける機能の充実化により、出資者情報の一元的な管理が可能と言える状況となったこともあり、持分の確認をする出資者に残高証明書を発行することとし、28年12月に出資証券を廃止した。
なお、28年度において譲渡しを行った者は91者、譲渡しの回数は延べ182回であった。譲渡希望者が多数に上る実態から、今後も年に200件ほどの譲渡手続きが行われると想定され、今回の見直しにより、今後のこれらの手続きに際する出資者による出資証券提出の手間が解消される。

《評定に至った理由》

制度発足当初からの業務処理方法を大きく見直し、出資に係る手続きの都度要していた出資証券の提出・保管が不要となったこと及び残高証明書により出資持分を通知することで利用者が現持分を確実に確認できることとなるなど利用者負担の軽減、出資に係る事務手続きの簡素化及び証券を発行することにより発生するリスク（紛失時の手續等）の軽減により、今後の事務処理の迅速化が期待できる取組がなされている。

本取組により利用者サービスの向上が図られると考えられ、所期の目標を上回る成果が見られることから、評定をAとする。

第2－2 情報の提供・開示

(1) 情報開示の充実を促進【評価書67頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 信用基金の業務の必要性、役割及び農林漁業者の事業活動への効果や成果について、国民一般や利用者を対象に、図表なども含めて分かりやすい形で幅広く周知するなど情報開示の充実を促進する。
各業務において、保険引受等の情報・データの取りまとめ、基金協会等関係機関への提供、パンフレット等を活用したPR活動の推進などの情報提供に取り組む。

《主な業務実績》

- 公表すべき事項14件の掲載等信用基金ウェブサイトを177回更新した。
- 各業務において、事業概況を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し、関係機関へ配付するなど、情報提供に努めた。

《評定に至った理由》

国民一般や利用者に対し適切かつ迅速に情報開示を行っている。

また、信用基金の事業概況を取りまとめた業務報告書等を関係機関に配布、ウェブサイトで公表するとともに、関係機関との情報交換会を実施し、情報提供を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第2－2 情報の提供・開示

(2) 業務内容等に応じたセグメント情報の開示を徹底【評価書71頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 信用基金の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、ホームページを活用して、決算情報・業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

《主な業務実績》

- 28年10月に、勘定区分に応じた財務諸表を信用基金ウェブサイトに掲載するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保するため、以下の情報を掲載した。
 - ① 「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る財務及び会計に関する省令」に規定された区分毎の財務諸表と併せて、決算概要を説明した資料
 - ② 決算情報について、経年比較や財務分析指標
 - ③ 事業報告書について、事業損益の経年比較・分析、総資産の経年比較・分析、財源構造及び財務データ、業務実績等報告書と関連付けた事業説明
- 28年10月に実施したリスク管理態勢の確認に係る内部監査において、農業信用保険勘定の27年度財務諸表に計上した責任準備金に関して算出誤りがあり、約9百万円多く計上されていることが判明したが、この額については28年度決算において前期損益修正を行うこととした。

《評定に至った理由》

ウェブサイトにおいて、決算情報・業務内容に応じた適切な区分に基づく情報の開示を行っていること、また、農業信用保険勘定の27年度財務諸表における責任準備金の誤謬については、28年度決算において修正を行うこととしていることなどを踏まえると、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られると考えられることから、評定をBとする。

第2－2 情報の提供・開示

(3) 利用者意見の業務運営への適切な反映、苦情への適切な対応【評価書73頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- アンケート調査等の実施により、信用基金の利用者の意見募集を幅広く定期的に行い、業務運営に適切に反映させる。また、独立行政法人農林漁業信用基金苦情対応要領に基づき、苦情への適切な対応を行う。

《主な業務実績》

- 28年10月開催の運営委員会における委員からの「現在の低金利情勢から、農業災害補償関係業務の貸付利率について検討してもいい時期にきているのではないか」との意見を踏まえ、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務の貸付金利について検討を行った結果、日本銀行によるマイナス金利政策の導入後、一層低下している市中金利の状況に鑑み、また、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、貸付金利の設定について、これまでの隨時見直しから、市中金利連動型のルールに基づいた設定方法に見直し、29年4月から適用することとした。
- 利用者等から信用基金の業務に関して寄せられた不平・不満等の苦情に対し、必要な手続き等を苦情対応要領に定めているところであり、28年度は以下のとおり対応した。
 - 林業信用保証業務に係る出資持分について、成城宿舎の処分による出資持分の一部払戻しの通知をしたことを契機として、出資持分を全額払い戻すべきという要望が数多く寄せられた。これに対して「独立行政法人通則法の規定により不要財産に係る払戻しを行う場合を除き、出資持分の払戻しを行うことは、法律で禁止されている」旨を丁寧に説明するなど、誠実な対応に努めたが、十分な理解を得られなかつたもの（苦情）があった。
 - 業務ごとに各種会議における意見交換やアンケート調査等を実施し、利用者等からの意見を業務運営に反映させるよう努めた。

《評定に至った理由》

運営委員会等の各種会議における意見交換及びアンケート調査により、利用者等から意見・苦情を把握し、より利用者の意見を取り入れた業務改善に向けた取組を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第2－2 情報の提供・開示

(4) 職員の勤務条件の公表【評価書77頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 職員の勤務時間その他の勤務条件を規定した就業規則を公表する。

《主な業務実績》

- 改正の都度、信用基金ウェブサイトで公表した（最新29年1月1日付）。

《評定に至った理由》

職員の勤務条件については、改正の都度、公表しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3 財務内容の改善に関する事項

第3－1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

(3) 保険料率算定委員会における保険料率水準の点検及び必要に応じた見直し
 (漁業信用保険業務) 【評価書82頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 保険料率・保証料率については、引受審査能力の向上等による適正な業務運営を行うことを前提として、農林漁業の特性を踏まえつつ、リスクを勘案した適切な水準に設定する。
 このため、引き続き、業務収支の状況や保険事故等の発生状況の実態を踏まえ、料率算定委員会において保険料率・保証料率の水準を点検し、必要に応じて、保険料率・保証料率の見直しを行う。

《主な業務実績》

- 28年12月に開催した漁業信用保険料率算定委員会において、20年4月に改定した保険料率の基礎とした理論値（19年度理論値）と27年度保険事業実績を加えて算定した理論値（28年度理論値）の比較により、19年度理論値に基づき設定した現行の保険料率が適正であるかを検証した結果、いずれの資金・区分においても、28年度理論値は現行の保険料率を上回っているが、漁業経営を巡る厳しい情勢等を踏まえると、現段階において、保険料率を引き上げることは適当ではないと考えられ、引き続き現行保険料率を維持することとした。

《評定に至った理由》

- 保険料率算定委員会において、現行保険料率の基礎とした19年度理論値と28年度理論値について比較検証を行っている。
 また、漁業経営を巡る厳しい情勢等を踏まえて保険料率水準の点検等を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－1 適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定

(5) 適切な貸付金利の設定（農業・漁業信用保険業務）【評価書87頁】

	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B			B	

《目標》

- 基金協会に対する貸付金利については、貸付目的、市中金利等を考慮した適切な水準に設定する。

《主な業務実績》

- 基金協会に対して行う、保証能力の維持増大及び保証債務の円滑な履行に資するための貸付金については、基金協会が預金等で管理し、その利息収入を基金に繰り入れることにより、基金協会の保証能力の維持増大が図られることを目的として行っている。
- 当該貸付金の貸付金は、日本銀行が公表している「預金種類別店頭表示金利の平均年利率等について」における預入期間毎の利率に2分の1を乗じて得た利率を貸付金利として設定しており、市中金利を考慮した適切な水準に設定している。

《評定に至った理由》

貸付目的や市中金利等を踏まえ、適切な貸付金利を設定しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－2 引受審査の厳格化等

(2) 基金協会との事前協議の実施及び事前協議対象の拡大への取組（漁業信用保険業務）
【評価書93頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	A	B	B		B	

《目標》

- 基金協会の保証要綱等の制定・改正に伴う協議を実施する。また、大口保険引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議を確実に実施するとともに、これまでの取組の効果を検証する。
- なお、平成26年度において事故率の高い資金等について事前協議の対象範囲を拡大したところであるが、検証結果を踏まえ、引き続き対象資金等の拡大について基金協会と検討・協議を行う。

《主な業務実績》

- 大口保険引受及び大口保険金請求案件に係る事前協議を実施した。
- 28年12月に開催した「漁業信用保険業務あり方検討会」において、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検討を行った。検討の結果、近年の保険収支は黒字基調であり、現行のモラルハザード対策が收支均衡に一定の効果をもたらしていると推察されるとのとりまとめを行った。
- また、事前協議の対象範囲については、27年1月に借替緊急融資資金の基準額を拡大したところであり、近年の保険収支は黒字となっていることから、28年度においては対象資金の拡大を行う状況ではないとの結論となった。

《評定に至った理由》

- 大口保証引受案件及び大口保険金請求案件の事前協議について、基金協会からの提出資料又は対面により、基金協会との情報の共有・蓄積に努め、審査の一層の効率化・厳格化を図っている。
- また、大口保険引受案件の事前協議の範囲拡大への取組については、事前協議を含めたモラルハザード防止対策の検証を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－2 引受審査の厳格化等

(3) 保証審査や求償権管理回収に係る研修会の開催【評価書95頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会を開催する。

《主な業務実績》

農業信用保険業務

- 外部講師等による保証審査実務担当者研修会を28年9月に開催。研修内容は、経営改善計画の策定手法とその審査（事例研究含む）他5題目。
- 外部講師（弁護士）による求償権管理回収等事務研修会を28年9月に開催。研修内容は、①回収のための法的措置（支払督促、仮差押）と競売に関する留意点について、②求償権管理回収の事例研究。

林業信用保証業務

- 国立研究開発法人森林総合研究所元理事による林業・製材業に関する研修会を28年5月に開催。研修内容は、中小製材業者の経営改善に資する知見と取材・調査のノウハウの向上等。
- 林野庁森林・林業基本計画検討室担当者による森林・林業基本計画研修会を28年6月に開催。研修内容は、保証審査の予備知識とすべき森林・林業・木材産業に関する動向等。
- 林野庁企画課林業信用保証担当専門職による林業合理化計画作成支援研修会を28年7月に開催。研修内容は、合理化計画に関する保証審査や、被保証者に対する合理化計画認定取得の助言に資するもの。

漁業信用保険業務

- 外部講師等による全国研修会を29年2月に（一社）漁業信用基金中央会との共催で開催。研修内容は、漁業保証保険契約及び大口保証に係る事前協議の留意事項並びに年度末に向けての留意事項。

《評定に至った理由》

信用基金職員及び基金協会職員向けの保証審査・求償権管理回収に係る研修会については、参加者の満足度や研修に対するニーズも高く、資質向上にも寄与しているものと考えられる。中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－2 引受審査の厳格化等

(4) 信用基金の相談機能の強化【評価書97頁】

	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B			B	

《目標》

- 研修等による信用基金職員の資質の向上、現地協議の推進等により、信用基金の相談機能を強化する。

《主な業務実績》

- 農業・漁業において現地協議や個別協議を実施。また、林業において、適宜相談窓口を開設。

《評定に至った理由》

基金協会との事前協議及び現地協議等を実施するとともに、適宜相談窓口を開設し、信用基金の相談機能の強化を図っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－3 モラルハザード対策

(2) モラルハザード防止対策の導入効果の検証及び部分保証等の拡充の検討 （漁業信用保険業務）【評価書104頁】	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
	(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 金融機関におけるモラルハザード防止の観点から、農漁業者の負担や国庫負担の増加を避けることに留意しつつ、部分保証やペナルティー方式（代位弁済時等に一定額を金融機関が負担する方式）などモラルハザード防止対策に関して、導入効果を検証の上、引き続き実施とともに、基金協会等との意見交換等の連携を深めながら部分保証の対象とすべき資金等について検討する。

《主な業務実績》

- 金融機関に対するモラルハザード対策の実施
 - ・ 緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため、代位弁済があった際に金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」（28年度6件22百万円）を実施した。
　加えて、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大した。
 - ・ 事故率が高い緊急融資資金及び経営安定資金については、年度当初に基金協会と締結する漁業保証保険契約の対象から原則として除外し、該当案件が生じた際に、個別に基金協会と協議の上、保証保険契約金額を変更しており、28年度は借替緊急融資資金について契約金額の変更を13件実施した。
- あり方検討会における検討結果

28年12月に「漁業信用保険業務あり方検討会」を開催し、現状のモラルハザード対策の導入効果の検証及び部分保証の拡充等の検討を行った。

検討の結果、緊急融資資金について金融機関が代位弁済額の5～15%を基金協会に対し出資する「特別出資」、20年4月からの事故率の高い経営安定資金に対する部分保証の導入の対策を講じてきた。その中で部分保証の導入により経営安定資金の引受が減少したが、漁業経営維持安定資金に需要がシフトしており、漁業経営の改善措置等を記載した再建計画の認定を受ける必要のある本資金は経営安定資金よりも比較的事故率が低く、また信用基金の保険収支も黒字基調であり、結果として、経営安定資金への部分保証の導入は、現在講じられているモラルハザード防止対策が一定の効果をもたらしていると推察されるとの取りまとめを行った。

なお、部分保証の導入効果の検証については、部分保証の導入前後の債務整理資金の引受案件の事故率の動向等を長期的に分析する必要があることから、現行のモラルハザード防止対策を着実に実施しながら、今後の動向を注視し、部分保証の拡充についても効果の検証後に必要に応じて検討を行うとの結論を得た。

《評定に至った理由》

緊急融資資金について、金融機関に対して貸し手としての一定の責任を求めるため特別出資を実施したほか、20年4月から経営安定資金に部分保証（保証割合80%）を導入し、27年1月から借替緊急融資資金について大口保険事前協議の対象となる引受額の引下げを実施し、事前協議の対象範囲を拡大しており、また「漁業信用保険業務あり方検討会」において、既に導入しているモラルハザード防止対策についての効果の検証を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－4 求償権の管理・回収の強化等

(3) 回収金の実績及び回収実績向上のための取組（漁業信用保険業務）【評価書113頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	A	B	B		B	

《目標》

- 回収実績の向上と経費の効率化を図るため、基金協会との連携を強化する。
- 平成28年度における回収金収入については、漁業信用保険業務においては6億12百万円を見込む。

《主な業務実績》

- 28年度の回収金収入目標額6億12百万円に対し、当該実績は6億79百万円であり、達成率は110.8%（27年度実績116.5%）となった。

《評定に至った理由》

基金協会からの「求償権分類管理表」に基づく求償権回収方針や求償権債務者の現況等についての現地協議を実施したこと、また、基金協会から「求償権回収進捗状況表」の提出を受け、上半期の求償権回収実績が一定水準に満たない基金協会には一層の促進を図るための個別協議を実施したことにより、28年度の回収金目標6億12百万円に対し、実績は6億79百万円と、達成率は110.8%となっており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第3－4 求償権の管理・回収の強化等

(5) 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収【評価書117頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	C	C	C		C	

《目標》

- 保険料・保証料、貸付金利息の確実な徴収に努める。

《主な業務実績》

- 保険料・保証料、貸付金利息については、定められた納入期日に徴収したが、林業信用保証業務において以下の事案が発生した。
 - ・ 27年11月に判明した保証料の過徴収及び一部未徴収事案を踏まえ過去5年間に同様の事案がないか確認したところ判明した保証料の過徴収(109,067円)及び一部未徴収(41,846円)事案について、保証料の過徴収事案は28年3月に返戻したが、一部未徴収事案については、納付交渉を行ったものの、保証利用者の理解は得られず、保証契約は24年度中に終了していること、信用基金からの請求金額通り納付されていることから、弁護士と相談した結果、これ以上の請求は行わないこととした。
 - ・ 28年4月に長期保証案件1件の2年目以降の保証料(3,133,472円)が未収となっていることが判明し、5月に全額の納付を受けた。これは、保証料の未納を防ぐためのチェック体制及び未収保証料のデータ作成処理方法に不備な点があったことによるものである。
- その後の対応として、過去に同様の事案がないか確認したところ、未収事案が8件判明したが、このうち6件は1件あたり1,000円未満のため追徴しないこととし、残りの2件の保証料(12,049円及び2,756円)について、28年9月に全額の納付を受けた。今後同様の事態が発生しないよう、関係部署間におけるダブルチェック体制を整備するとともに、29年3月に林業業務システムの改修を行い、システムでチェックが行えるようにした。

《評定に至った理由》

林業信用保証業務において、保証料の過徴収及び一部未徴収事案のほか、長期保証案件1件の2年目以降の保証料の未収事案が発生しており、保険料等の確実な徴収等ができていないことから、評定をCとする。

第3－5 代位弁済率・事故率の低減

(3) 事故率の低減（漁業信用保険業務）【評価書123頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《目標》

- 中期目標期間中に保険契約を締結した案件については、基金協会の代位弁済が保険事故となる漁業信用保険業務にあってはその事故率を1.15%以下とする。

《主な業務実績》

- 25年4月から29年3月までの事故率は、0.60%であった。

《評定に至った理由》

28年度末における事故率は0.60%であり、中期目標期間4年目終了時では目標（事故率1.15%以下）を達成していることから、評定をBとする。

第3－6 基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収

基金協会及び共済団体等に対する貸付金の適正な審査及び回収 【評価書125頁】	H25 (A)	H26 B	H27 B	H28 B	H29	見込	通期
<p>《目標》</p> <p>○ 基金協会及び共済団体等に対する貸付けについては、引き続き適正な審査を行うとともに、その回収については、確実な徴収に努める。</p> <p>《主な業務実績》</p> <p>○ 貸付けについては、審査を迅速かつ的確に行うとともに、貸付金の回収については、期日どおりに全額回収した。</p> <p>《評定に至った理由》</p> <p>貸付審査については、迅速かつ的確な処理が行われ、回収については期日どおりに回収しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。</p>							

第5 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画【評価書133頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

《主な業務実績》

- 予算に対する決算の状況は以下のとおり。

農業信用保険勘定

基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、収入の決算額は予算額を下回った。また、畜産関係の対策の実施及び保険価額残高の減少等に伴い保険金の支払いが減少したこと等から、支出の決算額は予算額を下回った。

林業信用保証勘定

木材産業等高度化推進資金の原資となる信用基金からの都道府県に対する貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。

漁業信用保険勘定

基金協会の保証債務の履行を円滑にするために必要な資金の貸付けが減少し、当該貸付けの償還による収入が減少したこと等から、支出及び収入の決算額は予算額を下回った。

農業・漁業災害補償関係勘定

予算では、セーフティネットという業務の特性上、大災害が発生した場合に共済金支払い原資を供給できるよう、最大規模の貸付実績を勘案して、貸付計画・借入計画を設定している。

28年度においては想定したような大災害が発生しなかったことから、予算と決算に大きな乖離が生じた。

- 収支計画に対する決算の状況は以下のとおり。

農業信用保険勘定

支払備金の戻入れが生じたこと等により、35億8百万円の当期総利益を計上した。

林業信用保証勘定

保証債務残高の減少に伴い保証債務損失引当金の戻入れが生じたこと等により、2億68百万円の当期総利益を計上した。

漁業信用保険勘定

大口案件の保険金の支払いが生じたこと等により、2億64百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

農業災害補償関係勘定

人件費の削減に伴い一般管理費が減少したこと等により、21百万円の当期総利益を計上した。

漁業災害補償関係勘定

貸付実績がなく、事業収入が減少したこと等により、9百万円の当期純損失を計上した。この損失については、前中期目標期間繰越積立金を同額取り崩して充てた。

《評定に至った理由》

適正な業務運営を確保するため、年度計画における予算に基づき、適正な業務運営を実施しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第8 重要な財産の譲渡等に関する計画（実績なし）【評価書140頁】**第9 剰余金の使途****剰余金の使途 【評価書141頁】**

	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	—	—	—	—	—	—	—

《目標》

- 農林漁業金融のセーフティ・ネット機関としての役割の向上のため、人材の育成・研修、情報システムの充実等の使途に使用。

《主な業務実績》

- 目的積立金を積み立てていないことから、28年度実績なし。

《評定に至った理由》

- (28年度評価対象外)

第10 その他主務省令で定める業務運営に関する事項**第10-1 施設及び設備に関する計画（実績なし）【評価書142頁】****第10-2 人員に関する指標****(1) 人員に係る指標【評価書143頁】**

	H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B			B	

《目標》

- 期末の常勤職員数は、期初を上回らないものとする。（参考）期初の常勤職員数113名

《主な業務実績》

- 中期計画期末の常勤職員の見込み（113名）を踏まえ、業務体制、退職者数及びそれを補う新規採用者数等を勘案して人員配置を行った（28年度の新規採用者は4名。28年4月1日人員 107名）。

《評定に至った理由》

期末の常勤職員見込みを踏まえた人員確保を行っており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第10－2 人員に関する指標

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

(2) 人材の確保【評価書145頁】

- 金融、保険業務等の分野において高度な専門性を有する人材の確保に努める。

《主な業務実績》

- 金融機関において資産査定等に精通し融資業務等の経験も有する者を外部から登用するとともに定年退職した職員を再雇用し、これらの者の専門知識・経験を生かした配置等を行った。外部からの登用者や再雇用職員は、豊富なキャリアを生かし指導的役割を果たしている。

《評定に至った理由》

専門知識を有する人材を確保することにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第10－2 人員に関する指標

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	B	B	B		B	

- 個々の職員の専門性の育成に配慮した人事管理を行うとともに、金融業務機能の強化を図るための研修を含め、職員に対する研修制度の充実等により、民間企業等から採用した人材の専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る。

《主な業務実績》

- 業務の適正化を図るため、同一ポストに長期に在籍する職員を把握しつつ、日常の業務及び研修による能力向上、人事評価結果等により、業務の適性を見極め、適材適所の配置を行う人事管理を実施した。
 - 研修により職員の能力向上を図った上で、勤務実績等を踏まえ、適材適所の人事配置を行った。
 - 27年4月に定めた「能力開発研修（専門研修）実施要領」に基づき、採用後一定の期間内において受講する研修種類等を明確にして、審査・回収等の金融業務機能の強化を図るために行う専門研修の実効性を高めた。

《評定に至った理由》

研修等により職員の能力向上を図り、適性の見極めを通じて、適切な人事配置を行うことにより、業務の円滑な実施を確保しており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。

第10-3 積立金の処分に関する事項

積立金の処分に関する事項【評価書149頁】

H25	H26	H27	H28	H29	見込	通期
(A)	-	-	B		B	

《目標》

- 各勘定の前中期目標期間繰越積立金は、それぞれ農業信用保険業務、漁業信用保険業務、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に充てることとする。

《主な業務実績》

- 漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に計上の前中期目標期間繰越積立金は、漁業信用保険勘定における当期純損失2億64百万円及び漁業災害補償関係勘定における同9百万円の補てんに充てた。
- 農業信用保険勘定及び農業災害補償関係勘定に計上の同積立金は、同勘定において当期純利益を計上したことから、積立金の取崩を行っていない。

《評定に至った理由》

漁業信用保険勘定及び漁業災害補償関係勘定に係る積立金はそれぞれの当期純損失の補てんに充てており、中期目標の達成に向けて着実な取組が見られることから、評定をBとする。